

しあわせ南流

南流山地区社会福祉協議会
広報部会事務局
会長 市川 誠
南流山 8-6-1-1-705
☎ 7140-7152

流山市社会福祉協議会の紹介



流山市社会福祉協議会 ☎7159-4735(代表)
流山市平和台 2-1-2 流山市ケアセンター 3階
<http://www.nagareyamashakyo.com/>

『しあわせ南流』(45号)の「自治会と地区社協」の中で流山市社会福祉協議会(市社協)に触れました。市社協は社会福祉法第119条により、流山市での社会福祉事業の発達・活性化と地域福祉の推進を目的に昭和42年に設立され、昭和51年に社会福祉法人となりました。市社協の活動は新聞折込みの『ながれやま福祉だより』で1月15日、3月15日、6月15日、9月15日に伝えられますが、本号では市社協の様々な活動を紹介します。

■ 流山市南部地域包括支援センターなど

介護保険法の平成18年改正で加わった「予防給付」、「地域支援事業」の中心的役割をするのが地域包括支援センターです。市社協は市の委託で流山市の南部地域を担当する流山市南部地域包括支援センター(☎7159-9981)を運営しています。

市社協では介護保険に関連して指定居宅在宅支援事業所の運営、介護認定訪問調査なども行っています。

■ ホームヘルプステーション(☎7159-8711)

要介護認定、あるいは市からサービス支給の決定された方たちを対象に訪問・居宅介護を行っています。

■ デイサービス

要介護認定された方を対象に高齢者デイサービスセンター(☎7159-0030、定員30人/日)、地域福祉活動支援センター事業の利用決定された方を対象に身体障害者デイサービスセンター(☎7159-0505、定員15人/日)を運営しています。

■ 車椅子等貸出(☎7159-7377)

在宅の体の不自由な方が通院や外出、旅行のために一時的に車椅子を必要とされる場合、無料で車椅子を貸出しています。貸出し期間は短期(2週間以内)と長期(6ヶ月以内)があります。

■ 高齢者等給食サービス

日常の食事の調理等が困難なひとり暮らし又は高齢者のみの世帯へ夕食を届ける「給食サービス」を市の委託で行っています。南部地区は月・水・金曜日が配食日(自己負担1食350円)で週3回まで利用できます。お申し込みは流山市健康福祉部介護支援課(☎7150-6080)となります。

■ 介護機器展示コーナー

流山市ケアセンターの2階で介護に必要な各種の福祉機器や用具を見学できます。

■ 流山こまぎ園(☎7199-8320)

一般の就労が困難な障害のある方を対象に就労や生産活動の機会の提供を目的とした障害者自立支援法の指定障害福祉サービス(就労継続支援B型)事業所の「流山こまぎ園」(流山市駒木台)を運営しています。利用にご関心ある方、お問い合わせください。

■ 心配ごと相談所(☎7159-4970、相談日のみ)

日常生活上の悩みや心配ごとに対して助言や援助を行うため、2名の民生児童委員を相談員とする「心配ごと相談所」を毎週水曜日(祝日・年末年始を除く)、流山市ケアセンター3階相談室で開設しています。受付時間は午前10時から午後3時で予約は不要です。

■ 福祉の融資制度(☎7159-4735)

市社協は他からの融資を受けられない所得の比較的少ない世帯などを対象とした「生活福祉資金」等の融資制度の窓口となっています。

■ 募金活動

赤い羽根募金、歳末たすけあい募金の募金活動の事務局として運動を展開し、『ながれやま福祉だより』(3月15日号)で募金活動の結果を報告しています。

■ 地域福祉活動推進

流山市内の地区社会福祉協議会の活動への助成や

小中学生を対象の「地域ぐるみ福祉のまちづくり推進ポスター及び推進標語」等の福祉推進を行っています。

■ 流山市ボランティアセンター(☎7159-4939)

演芸や手話などの様々なボランティア活動に取り組まれる方とボランティアを必要とされる方を結びつける活動などを行っています。『ながれやま福祉だより』の4面で活動を紹介しています。ボランティア活動にご関心ある方、ご一報ください。

ボランティアセンターでは福祉教材(ビデオ・図書)、高齢者疑似体験や視覚障害者疑似体験のできる器具の貸し出しも行っていきます。また、使用済み切手やベルマークがありましたら、南流山福祉会館に設置のボランティアリーポットへお入れください。

流山市の住宅関係の制度紹介

流山市では介護保険に関連した住宅などに関する制度があります。次にその概要を紹介いたします。

■ 住宅改修及び福祉用具購入の「受領委任払い」

介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費(介護予防を含む)の支給は、利用者が一旦、費用の全額を負担し、償還払い申請後に、介護保険給付分の9割を受け取るものです。一時的でも全額支払いは負担となるため、流山市は平成22年5月、住宅改修費及び福祉用具購入費の「受領委任払い」を制度化しました。この制度を利用することで初めから自己負担分の1割の支払いにできます。利用には事前に申請手続きが必要です。詳細は流山市介護支援課 介護給付係(☎7150-6531)にお問い合わせください。

■ 住宅改造費助成制度

流山市では高齢者の自立促進、介助に適した住環境づくりを支援するために、既存住宅(対象場所:浴室、洗面所、トイレ、廊下、階段、専用居室、玄関、台所、アプローチ)を改造する場合、その改造に要した経費の2分の1に相当する額を基準として、下記の条件に合致する対象者と同居者の中で最も所得が多い方の前年所得税額に依りて、最高30万円までの間で助成する制度があります。詳しくは高齢者生きがい推進課(☎7150-6080)、身体障害の方は障害者福祉課(☎7150-6081)にお問い合わせください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 介護保険法の要介護(要支援)認定を受けている介助を必要とする概ね65歳以上の高齢者② 対象高齢者の同居者に市税滞納者がいないこと③ 対象高齢者の同居者で最も所得が多い者の前年所得税額が、30万円未満であること |
|--|

「いきいきシニアの会」報告

「いきいきシニアの会」を昨年10月3日、南流山センターで249名の方をお迎えして開催しました。

南流山中学校吹奏楽部の皆さんの木管アンサンブル、三線の演奏、吹奏楽演奏、南流山小学校音楽部の皆さんによるリコーダー演奏と合唱、美の会の皆さんの新舞踊、寿楽会の皆さんによる「花笠音頭」、連合婦人会南流山支部の皆さんによるフラダンス、安来節保存会大根支部流山部会の皆さんによる「どじょう掬い」他の演芸が催され、ご参加の皆さんにお楽しみいただきました。流山警察署からは交通安全などの講演で、南部地域包括支援センターからはロビーでの出張相談でご協力いただきました。そして小学生・中学生のボランティアさんにも協力をいただきました。

散策情報(稲毛海浜公園)

稲毛海浜公園にはヨットハーバー、砂浜などに加え、稲毛民間航空記念館、花の美術館、サイクリングセンターなどもあり、家族で楽しめます。JR京葉線の稲毛海岸駅を下車し、南口2番線バス乗り場より海浜交通バス「海浜公園入口行」で高浜南団地下車徒歩3分の場所にあります。次に施設を紹介しますが、これらの休館日は毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)と年末年始です。

■ 稲毛民間航空記念館

稲毛海岸が干潟のある海岸だったころ、我が国初めての民間飛行場が開設され多くの民間飛行家たちが活躍しました。稲毛民間航空記念館には当時活躍の複製機(鳳号)の復元機体の他、様々な展示があります。入館無料で午前9時～午後5時15分の開館です。

■ 花の美術館

花の美術館は温室棟、展示棟、休憩棟(レストラン有り)、屋外の前庭・中庭・後庭で構成され、約1,600種48,000株の植物が植栽されています。入館料は大人200円、小・中学生100円で午前9時30分～午後5時の開館です。

■ サイクリングセンター

花見川サイクリングコースを走るための一般自転車の貸し出しと、変わり種自転車の貸出があります。午前9時～午後4時の利用で利用時間は3時間以内です。一般自転車の料金は一般・高校生200円、小・中学生100円、補助椅子50円です。

(財)千葉市みどりの協会-稲毛海浜公園他のご案内
<http://www.cga.or.jp/>